

議 題 1) 富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

改正の事由

平成31年10月1日より消費税が8%から10%に改正施行されることから、ごみ処理手数料の改正を行うものである。

なお、平成4年の条例改正から26年を経過していることから、現在の一般廃棄物処理にあわせて、条例の見直しを行うものである。

【改正内容】

○別表（第12条関係）粗大ごみの処理手数料の変更 ※ 税込み

・粗大ごみ・電気製品	小型区分	420円 ⇒	440円
	中型区分	840円 ⇒	880円
	大型区分	1,260円 ⇒	1,320円
小型電気製品専用袋		630円 ⇒	660円

・種類、規格・形式を現在の廃棄物処理（ごみの分け方・出し方ガイドブック）に合わせる。

・その他の削除：条例制定時に区分を設定したが、現在該当する品目がないため

・多量ごみの削除：平成14年の焼却炉廃止に伴い、一般ごみの区分が無くなったため

（第12条中の多量ごみの記述も削除）

・備考1：処理した を 排出 に変更

・備考3の削除：種類（とたん、木材）の小型の欄に記載（20kgまで）

○第11条の2、3の削除

過去に行っていた一斉清掃に係る条文であり、現在は一斉清掃を行っていないため。

○第14条 事業所ごみの処理手数料の削除

平成14年の焼却炉廃止に伴い、一般ごみの区分が無くなり、条例の中の事業所ごみの記述が必要なくなったため。 現在、事業所からの粗大ごみは産業廃棄物扱いのため。

【資料】 消費税法改正（平成27年4月）に伴い、平成31年10月1日より施行

区分	適用開始日	現 行	平成31年10月1日
消 費 税 率		6.3%	7.8%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計		8.0%	10.0%

消費税については、平成元年に3%、平成11年に5%、平成26年に8%

平成16年4月に総額表示（消費税込み）に変更 粗大ごみ小型 420円

◎ 今後のスケジュール

2月上旬～3月上旬 パブリックコメント

（3月中旬 一般廃棄物減量等推進審議会の開催）

3月下旬 パブリックコメントに対する市の考え方の公表

4月下旬 6月議会への議案提出

6月上旬 6月議会で審議

10月 条例改正に伴う手数料の改定